

■第9回佐賀市自治基本条例検討会議 ワークショップ「『行政運営』、『政策形成』、『連携協力』について」各班からの意見一覧

※今回は、主に「行政運営」について議論する班、主に「政策形成」について議論する班に分かれて検討を行いました。

凡例 条例に起こす必要が・・・  
○：ある △：あったらいい ×：なし

1班

| 条項                | 可否 | 理由 (配慮すべき項目は青で表現)  |
|-------------------|----|--|
| A<br>総合計画の位置づけ    | ○  | 基本構想の「基」となる為<br>面倒だが必要<br>市民が自分たちで考える「基」になるから  |
| B<br>計画の体系化       | ×  | 当たり前のこと<br>(わざわざ)明文化しなくて良い<br>個別計画に(マスタープラン、みどりの基本計画など)各部で動きやすく                              |
| E<br>条例等の体系化      | △  | なくても良い<br>(ニセコはどんどん変わっている…)書けば丁寧、でも柔軟性が無くなる  |
| F<br>条例の位置づけ      | ○  | 基本的規範？<br>最高規範？<br>最大限尊重？<br>←言葉に注意<br>・どの表現にするか、見当が必要                                       |
| O<br>国、県、他自治体との連携 | ○  | 佐賀だけでは動けない事も多々ある<br>(災害等)危険管理の面でも  |
| P<br>国際交流         | ○  | 島国日本明文化しておかないと<br>これからの日本のために必要(資源がない、諸問題の解決等)<br>上海便もある<br>「発信」                             |
| その他               |    | 役所だとどうしても責任の所在が見えなくなる(異動とか)<br>総合計画における【個別計画】、基本構想等を誰が、どうやって作っているのか？<br>←もっと地域に近い人、近い所で関わるべき |

2班

| 条項                | 可否 | 理由 (配慮すべき項目は青で表現)   |
|-------------------|----|---|
| A<br>総合計画の位置づけ    | ○  | 総合計画がなければ基本的な指針がわからないのでは？   |
| B<br>計画の体系化       | ×  | 総合計画の位置づけをきちんとしておけば必要ない   |
| E<br>条例等の体系化      | ×  | Fの中に含まれる  |
| F<br>条例の位置づけ      | ○  | 条例の位置づけ(F)は最大限の尊重が必要<br>作るだけではなく、きちんと守るように<br>「最大限」という言葉を使うかどうか？<br>EとFを合体してはどうか？<br>わかりやすくできるだけシンプルに |
| O<br>国、県、他自治体との連携 | ○  | 共通の課題などがあるので連携は必要   |
| P<br>国際交流         | △  | 国際交流の定義の範囲が必要<br>表現の仕方<br>国際交流は必要だが基本条例としてうたうかどうか？  |
| その他               |    |   |

| 条項                | 可否           | 理由（配慮すべき項目は青で表現） |                         |             |                     |
|-------------------|--------------|------------------|-------------------------|-------------|---------------------|
| A<br>総合計画の位置づけ    | ○            | 絶対必要             | 行政運営のかなめ                |             |                     |
| B<br>計画の体系化       | △<br>or<br>× | 体系化が難しいのでは？      |                         | 計画実現の早期化    | 別の項目に含みも持たせて        |
| E<br>条例等の体系化      | △<br>or<br>× |                  |                         |             |                     |
| F<br>条例の位置づけ      | ○            | 絶対必要             | 最高規範性                   | or          | 最大限に尊重<br>理解しやすいように |
| O<br>国、県、他自治体との連携 | ○            | 絶対必要             | 関係機関との連携無しでは進められない      | 相互にコミュニティ化  |                     |
| P<br>国際交流         | △            | あれば良い            | 位置づけることで、他の条項との関わりが気になる | 諸課題の解決に配慮する |                     |
| その他               |              |                  |                         |             |                     |

| 条項              | 可否 | 理由（配慮すべき項目は青で表現）               |                                |                               |                |
|-----------------|----|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|----------------|
| C<br>財政制度の整備    | ○  | 市の財源、運営内容を理解しないと参加できない         | 健全な行財政運営に努める                   | 財政がどうなっているか分からないと市民として意見が言えない | 財政を公表する        |
| D<br>政策評価（行政評価） | ○  | 佐賀市の施策はきちんとできているから、きちんと評価すべき   | 目標に対し成果を明らかにする為、評価は必要          |                               |                |
| G<br>行政組織の編成    | △  | 組織編成後、市民にきちんと示すためにも必要だと思う      | 行政が動きやすいようにするのは当然。条例で謳わなくても良い。 | ○と×の意見が出たため結果として△             |                |
| H<br>職員・人事政策    | ○  | 人材育成、ボランティア活動の推進は必要            | 人事異動の度に専門職がいなくなるなら必要           | 市職員は誠実に職務を執行しなければいけない         | 職員だけでなく職場環境を追記 |
| I<br>行政手続       | △  | 行政手続を行うことは当然なことだから、条例に書かなくても良い |                                |                               |                |
| J<br>公益通報制度     | ×  | こういうことはおこなわないのが当然では            |                                |                               |                |
| K<br>危機管理       | ○  | 市民の安全を確保しなければいけない              |                                |                               |                |
| L<br>まちづくり活動の支援 | ○  | チカラット等をやっていくためには必要             | 今後街づくりを進めていくには当然必要             | 自立性を尊重し、必要に応じて支援する            |                |
| M<br>出資団体の適正管理  | ×  | 自治法で決まっている為、条例には書かなくて良い        |                                |                               |                |
| N<br>政策法務       | ×  | 法律、規制に則っていないから、いけない            | 明確なものはないが、いらないと思う              |                               |                |
| その他             |    |                                |                                |                               |                |

5班

| 条項               | 可否 | 理由 (配慮すべき項目は青で表現)             |
|------------------|----|-------------------------------|
| C<br>財政制度の整備     | ○  |                               |
| D<br>政策評価 (行政評価) | ○  | 基本条例の根本                       |
| G<br>行政組織の編成     | ○  | 分かりやすい組織の編成                   |
| H<br>職員・人事政策     | ○  | 適材適所                          |
| I<br>行政手続        | ○  | 公正な評価<br>透明性の向上               |
| J<br>公益通報制度      | ○  | 通報者の保護                        |
| K<br>危機管理        | ○  | 正確な情報伝達                       |
| L<br>まちづくり活動の支援  | ○  | 相互の情報共有                       |
| M<br>出資団体の適正管理   | △  | 入れる                           |
| N<br>政策法務        | △  | 前文、目的を汲む                      |
| その他              |    | 今は思いつかないが、左賀らしいユニークなものを組み入れたい |

6班

| 条項               | 可否 | 理由 (配慮すべき項目は青で表現)   |
|------------------|----|---|
| C<br>財政制度の整備     | ○  | C、D、GはA、Bと連動しているから当然と理解<br>適正に管理すると共に効果的に活用                                 |
| D<br>政策評価 (行政評価) | ○  | 計画づくり、実施(協働)評価の3段階で積極的な市民参加を求める<br>一方的な意見に対して制御するのも市民の責務                    |
| G<br>行政組織の編成     | ○  | 不断の見直しと結果の公表  |
| H<br>職員・人事政策     | ○  | 職員の能力、質の向上<br>人事評価  |
| I<br>行政手続        | ○  | 必要な事項は条件で定めて適正に行う<br>各手続により本所を廻って修正されることが無いように各支所のレベルアップを図る                 |
| J<br>公益通報制度      | ○  | 通報者が不利益を受けないよう適切な措置を講じる   |
| K<br>危機管理        | ○  | 今の時代、災害時の対策、準備は必須<br>各町により、災害時の対策、避難訓練の強化                                   |
| L<br>まちづくり活動の支援  | ○  | 熊本市の条例は良い表現<br>まちづくりの専門スタッフとして市民相互の連携を図る (市職員の参加が欲しい)<br>共働のまちづくり ↑ 支援 (現在) |
| M<br>出資団体の適正管理   | △  | 財務のカテゴリーに含める  |
| N<br>政策法務        | ×  | 「こどものまなざし条例」など条例を作ることに賛成だが、基本条例には入れなくても良いのでは                                |
| その他              | ○  | 国際交流<br>他自治体との交流 (災害時連携必要)  |